

# 危機管理マニュアル

別途資料あり

(園内地図、防火設備位置把握図、避難経路地図、職員緊急連絡網、小樽市ハザードマップ)

※このマニュアルは幼稚園にて掲示する。

学校法人麻上学園  
さくら幼稚園

# 危機管理マニュアル目次

## I 危機管理における指揮権

- 1 基本的指揮権
- 2 園内において危機的状況が発生した時の指揮権順位
- 3 園外保育その他イベントにおける指揮権順位

## II 危機における予防と対応

- 1 地震・津波発生時における予防と対応
- 2 火災時における予防と対応
- 3 その他の自然災害における予防と対応
- 4 事故発生における予防と対応
- 5 事件発生における予防と対応

## III 保護者職員間への緊急連絡について

- 1 緊急連絡をしなければいけない場合について

## IV 現代起こりうる危険に対する対応

- 1 起こりうる危険
- 2 それらの対応と対策

## V 対応フローチャート、他資料等

# 危機管理マニュアル

## はじめに

このマニュアルは、学校法人麻上学園さくら幼稚園における全ての教員が、火災、災害、事故、事件などあらゆる危機に対し、適切かつ迅速に対応又は予防するために必要な事項を定めて、園児・保護者・教職員の生命及び健康を守る事を目的とする。

## 危機管理の定義と要項

幼稚園における危機とは、火災、地震(津波)、風水害、その他の災害、食中毒、感染症、大気汚染、交通事故、その他の事故、事件などについて、園児及び職員に対して安全を脅かす全ての事象を対象とする。

その範囲は、さくら幼稚園のすべての教職員に対して、施設及び敷地の内外、管理の有無及び時間帯を問わず、危機的状況が発生した場合はすべての園児を保護者に安全に引き渡すまでに、このマニュアルを最大限に優先し適用する。

## I 危機管理における指揮権

危機発生時における的確な命令を指示する指揮権者の存在は絶対的に必要なことであり、指揮権者が不在の場合の代行者を日常から選任していくことが必要である。選任された者はこのマニュアルの対応を基準に、園児、教職員の生命の保全を最大の目的として指揮しなければならない。

### 1、基本的指揮権

基本的指揮権とは、日常の保育業務において命令・指示権をもつ者で教職員就業規則第1章総則第4条に定められている監督管理者を指し、順位としては次の各号通りとする。

- ① 園長
- ② 園長代理または副園長
- ③ 教頭または主任
- ④ 事務長
- ⑤ 最長勤務者

### 2. 園内において危機的状況が発生した時の指揮権順位

通常の保育時間中に危機的状況が発生した場合においては基本的指揮権に基づき指揮権命令を受けること。指揮権者が不在または、指揮を司る事が出来ない場合は次位者が指揮権者となる。

### 3. 園外保育その他イベントにおける指揮権順位(遠足・合宿等)

- |           |                     |
|-----------|---------------------|
| 1、遠足・園外保育 | ①園長 ②副園長 ③主任 ④最長勤務者 |
| 2、合宿      | //                  |
| 3、課外イベント  | //                  |

## II 危機における対応と予防

### 1. 地震・津波発生時における予防と対応

#### (1) 予防(事前の環境整備)

幼稚園で行う地震避難訓練は大規模地震において、子どもの生命を守るための具体的な方法を職員一人ひとり及び、園児が身につけるものである。そのためには、いつ地震災害が発生しても適切な対応ができるように環境を整えていくことが大切である。また、桜地域と密接な協力・連携が出来る関係を築いておくことも必要である。

#### ① 避難訓練計画

- ・大規模地震を想定した訓練を実施
- ・緊急避難訓練の実施
- ・安全確認訓練の実施
- ・避難訓練通路、経路の確認
- ・非常時持ち出し備品の確認と使用方法の習得
- ・地震発生時における各職員の役割分担の確認

#### ② 保護者への事前連絡

- ・保護者へは、事前に緊急時における幼稚園の対応及び避難先を周知する。
- ・保護者からは入園時に携帯電話番号などの緊急連絡先を聴取し、変更があれば申告するよう呼びかける。

#### ③ 施設整備の点検等

- ・地震時に、転倒しやすい家具、電化製品、備品などが転倒防止されているかを点検する。
- ・地震直後に万一出火した時に備え、消火器の所在を確認しておくとともに、正しい使用方法を習得し使用できるようにする。
- ・防火責任者を明示し、責任を持って日常の点検と整備をする。
- ・冬季には雪で避難経路が塞がれていないか確認し必要であれば除雪する。
- ・教職員は、日常の保育環境を整備しておくとともに、保育の中で動特性をしっかり把握する。
- ・非常口や、防火扉に避難の妨げとなる物が置かれていないか確認する。

## (2) 大地震発生時の対応

### 1. 園舎内（遊び、活動、食事など）で地震が起きた場合

- ① 避難誘導・警備係（教職員）は、園児が安心できるような言葉がけ、具体的に姿勢を低くして落下物から身を守るように指示し、緊急避難する。
- ② 避難誘導・救護係（教職員）は、ピアノ、窓ガラス、机、その他の倒れやすい物等から園児を遠ざける。
- ③ 園児及び教職員は、机等に身を隠し揺れが収まるまで様子を見る。
- ④ 職員はできるだけ速やかに戸やサッシ等を開けて避難口を確保する。
- ⑤ 揺れが収まったら、一時園庭に避難し、全園児と教職員の安全と人数確認を行い、初動消火系と情報伝達・指示系で施設の点検をし、園長又は代理へ報告する。
- ⑥ 誘導系・救護系（教職員）は指示があるまで園庭に座って待機する。施設内には安全が確認できるまで立ち入らない。
- ⑦ 初動消火班は、速やかに火の元を閉じ、揺れが収まってからガスや配電盤を点検し安全を確認する。
- ⑧ 情報収集系は、全園児と職員の安全確認と同時に、津波などの二次災害が起きる可能性を鑑み、携帯ラジオで情報を収集し園長へ報告する。

### 2、園舎外

- ① 園庭では柵、建造物から遠ざけ、出来るだけ中央の安全な場所に集めて座り、安心できるような言葉がけをし、揺れの収まりを待つ。
- ② 地面の亀裂・陥没・隆起・頭上の落下物に注意する。
- ③ どの場面でも揺れが収まり次第、速やかに担任は担当教室の園児の安全確認を行い、園庭の緊急避難場所まで誘導するとともに、園児の人数確認をする。

### 3、園外保育（近郊公園等）

- ① 揺れを感じたら直ちに園児を集め、出来るだけ塀や建造物から遠ざけ、しゃがんで揺れの収まるのを待ち、その後速やかに人員の確保をする。
- ② 切れた電線などに絶対触れないよう園児に注意する。
- ③ ブロック塀・自動販売機・ガラスその他の落下及び転倒物に注意する。
- ④ 津波などの二次災害等が無いかわり携帯ラジオ等で確認する。
- ⑤ 携帯電話で幼稚園・園長携帯・主任携帯に連絡を入れ、必要な場合は幼稚園に応援を要求する。その間、担任は園児と共に近隣の安全な場所で待機する。
- ⑥ 全員無事で自力で園に戻れるようなら安全を確認しながら慎重に園に戻る。

### 4、園外保育（遠足等）

- ① ≪事前調査≫園外保育下見の際に目的地の状況を把握する。
- ② ≪事前調査≫地震が発生した場合の安全な場所の確認をしておく。
- ③ ≪園外保育中≫園児の安全を第一に考え対応し落ち着いて行動する。

- ④<<園外保育中>>園外保育は中止し、園児の安全を確保してから携帯電話にて幼稚園・園長・主任携帯のいずれかに連絡をいれる。災害の状況により応援を求めるなどして幼稚園に戻る。連絡がとれない場合は現場の指揮者の判断で行動する。
- ⑤<<目的地までの途中>>窓ガラス・看板などの破片等落下物に注意をする。特に切れた電線は、直接又は水たまり・ガードレールを通して感電することがあるので十分に注意する。

## 5、登園降園時

登園降園時は異年齢集団であり、保護者の出入りが激しい等、非常に流動的であることを念頭においてその場にあった、対応が必要である。但し、基本的には「園舎内(遊び・活動・食事など)で地震が起きた場合」を参考にし、その他の注意すべき点を以下の通りとする。

- ①居合わせた保護者に協力を求め、避難行動を指示する。
- ②園長は、災害状況により、その後の幼稚園の業務が維持できるかどうかの判断をして、立札や張り紙などで入り口付近に掲示する。

## 6、バス送迎時

- ①園児の安全第一に対応し落ち着いて行動する。
- ②バス送迎は中止し、園児の安全を確保してから携帯電話にて幼稚園・園長携帯・主任携帯のいずれかに連絡を入れる。災害の状況により応援を求めるなどして幼稚園に戻る。連絡が取れない場合は現場の指揮者の判断で行動する。
- ③窓ガラス・看板などの破片等落下物に注意する。特に切れた電線は、直接又は水たまり・ガードレール等を通して感電することがあるので十分に注意をする。

## 7、預かり保育中（長期預かり）

- ①居合わせた保護者に協力を求め、退避行動をする。
- ②揺れが収まり次第、預かり保育出席名簿にて子どもの人数及び安全確認を行う。
- ③担当職員（預かりの先生）は教職員（又は日直の先生）の指示に従って行動する。
- ④担当職員は教職員の指示に従って受け渡しに備える。
- ⑤教職員は園長携帯に状況説明の連絡をする。
- ⑥連絡が取れない場合は指揮権の高い者が現場責任者となり、危機管理マニュアル通りに指示をだす。
- ⑦揺れが収まり避難後、園児を保護者に引き渡すまでは職務にあたる。
- ⑧園長は災害の状況により、その後の幼稚園の業務ができるかどうか判断して立札又は張り紙にて入り口付近に掲示する。

## 8、残留園児の保護

保護者が保育時間内に園児を引き取ることが困難な場合は、保護者等が引き取りに来るまで幼稚園にて原則24時間は園児を保護する。その後は行政の設置した救護所へ移動する。

- ①夜間や建物の倒壊や災害等の恐れがある場合は、第二避難所（桜小学校）へ避難しそこで保護する。

その場合、園長又は、代理は避難先等の行き先がわかるように玄関等に立札や掲示板などで掲示し、保護者に伝達できるよう可能な手段を講じる。

- ②教職員は残留する園児の人数、その他必要な事項を記録し園長に報告する。

- ③幼稚園で震災後24時間が経過し、且つ親の安否が確認できない場合や近隣の親族が引き取りに来られない場合は、災害遺児として第二避難所（桜小学校）に移送する。

## 9、避難

大地震が起きてもすぐに幼稚園を離れるのではなく、幼稚園や周囲に火災が発生した場合や、津波の恐れがある場合、園舎の被害が大きく危険であると判断した場合は、第二避難所（桜小学校）や行政の指示する避難救護所の一時集合所に避難する。また、津波の恐れがある場合は高台の公園（平磯公園）に避難する。

- ①災害救護所への避難

幼稚園より避難の際は、小樽市立桜小学校が行政の事前に指定する震災救援所になっているので、状況を確認しながら避難する。日頃より経路を把握し園児を安全に誘導できるように、列を継続しながら前後に出来るだけ複数の職員を配置して移動する。また、避難する際は園児の安全確保を第一とするが、出席簿や非常持ち出しの最低限のものを持ち出す努力をする。

- ②津波発生時の避難

津波発生時の恐れがあると判断した場合、近隣の高台（平磯公園）に一時避難する。発生から短時間で津波が来ると予想されるため、状況を確認しながら早急に避難する。日頃より経路を把握し園児を安全に誘導できるように、列を継続しながら前後に出来るだけ複数の職員を配置して移動する。また、避難する際は園児の安全確保を第一とするが、出席簿や非常持ち出しの最低限の物を持ち出す努力をする。

- ③幼稚園を離れる際の注意

幼稚園を離れる際は、迎えに来る保護者に所在を明らかにするために正門及び建物に掲示する。

- ④災害避難所

第一避難所	長昌寺境内下	（園指定）
第二避難所	桜小学校	（市指定）
第三避難所	桜中学校	（市指定）

## 10、園児又は職員が負傷した場合

- ①応急処置は日頃より園に備えてある救急用品で手当とする。
- ②中程度以上の負傷者は近隣の病院又は、小樽市が指定する医療救護所で手当を受ける。
- ③更に救命・救急措置が必要な重傷者は、行政の指定する広報医療施設に搬送し治療を受ける。

## 11、震災発生時から時間別対応表

	避難誘導・救護系	指示・情報伝達系	初動消火系
発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誘導（主に担任）</li> <li>1、園児の安全を確保する</li> <li>2、園庭に避難させる</li> <li>3、一時避難完了後情報伝達系へ人数等の報告</li> <li>・救護（フリー）</li> <li>1、救急用品を確保する</li> <li>2、負傷した園児の応急処置などを行う。</li> <li>3、情報伝達系へ報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確認（主に主任・園長）</li> <li>1、震災を周知させる</li> <li>2、指示、火災の確認</li> <li>3、園児及び職員の安全確認と人数確認</li> <li>4、津波の確認と二次災害の有無を、テレビ、ラジオで情報収集をする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初動対応</li> <li>1、火の元を閉じる</li> <li>2、配電盤の点検、ガス漏れ点検</li> <li>3、火災発生の場合は初期消火行動</li> </ul>
1時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>1、園児を保護し、保護者へ引き渡す</li> <li>2、残留園児を安全な臨時保育室へ移動させ保護する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1、施設の安全点検及び確認</li> <li>2、周囲の建物の状況確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1、施設の安全確認</li> <li>2、周囲の建物の確認</li> </ul>
6時間		<ul style="list-style-type: none"> <li>3、職員の役割分担、指揮権の確認</li> <li>4、避難所への経路確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3、近隣住民が避難してきた場合の対応</li> <li>4、事実の状況を情報伝達・指示系へ伝える</li> </ul>
23時間			
1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>1、園児を保護し、保護者へ引き渡す</li> <li>2、園児を第二避難所（桜小学校）へ移送する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1、状況により職員を帰宅させる</li> <li>2、園児を第二避難所（桜小学校）に移送する際の教職員の確保</li> </ul>	
3日後	<ul style="list-style-type: none"> <li>1、幼稚園再建の組織づくり</li> <li>2、教職員の確保</li> <li>3、保育室の確保・園内で使用可能な部屋の確認</li> <li>4、園児・保護者の移住状況の確認</li> <li>5、再開の際の周知方法の検討</li> <li>6、臨時クラス編成、最低限の書類を事前に作成</li> </ul>		



## 2 火災時における予防と対応

幼稚園で行う避難訓練は、様々な災害時に子どもの生命を守るための具体的な方法を教職員一人ひとりが身に着けている為のものである。そのためには、いつ災害が発生しても適切な対応ができるように環境を整えておく必要がある。

### 1、事前の環境整備

#### (1) 避難訓練の実施

- ①火災状況を想定した訓練を実施する
- ②消火訓練を実施する【初期消火・消火器・消火栓の取り扱いなど】
- ③通報訓練を実施する【消防署】
- ④避難通路・経路の確認をする
- ⑤火災報知設備及び非常ベルの使用方法を習得する
- ⑥火災発生時における各教員の役割分担を確認する

#### (2) 保護者への事前連絡

- ①保護者へは事前に緊急時における幼稚園の対応及び避難先を周知する
- ②保護者からは年度初めに緊急連絡先を聴取する

#### (3) 設置設備の点検等

- ①出火元となりやすいガス器具・コンセント・配線・配電等の正しい使用方法を習得及び正常に作動しているか点検する
- ②万一出火した時に備え、消火器の所在を確認しておくとともに、正しい使用方法を習得し使用できるようにする
- ③避難経路に障害物などが常にあるか確認する
- ④防火責任者を明示し、責任を持って日常の点検や整備を実施する
- ⑤教職員は、日常の保育環境を整備しておくとともに、日常の保育の中で子どもの行動特性をしっかりと把握しておく

### 2、火災発生時の手順

#### (1) 発生時の基本的な流れ

火災発見 → 初期消火 → 通報連絡 → 避難誘導 → 報告

#### (2) 保育中に火災が発生した場合

- ①火災を発見したら（第一発見者）、大きな声で周りの職員に知らせる
- ②知らせを受けた職員は、速やかに園長及び他の職員に火災の発生を知らせる
- ③第一発見者及び知らせを聞いた職員は可能な限り初期消火に努める
- ④各職員は、園長の指示に従い無駄なく的確な行動をする
- ⑤消防署への通報
- ⑥子どもの避難誘導（子どもの人数把握及び責任者への報告）
- ⑦地域住民関係者への連絡
- ⑧落ち着いて行動することを心掛け、子どもに動揺を与えないよう努める

- ⑨出火元・火の回り具合・煙・風向きなどを考え、より安全な場所に避難する
- ⑩安全な場所まで避難した後で、状況により保護者に連絡をし、子どもの引き渡しをする（クラス役員へ情報伝達の協力を依頼）
- ⑪火災により翌日以降保育を行う事が困難な場合は、園長より関係各所へ連絡し今後の対応を早急に決定する

### 3、その他の自然災害における予防と対策

#### 1. 風水害及び台風（積雪・吹雪）

##### （1）幼稚園で保育中に風水害及び台風が発生した場合

- ①強風や大雨の際は保育室で園児たちが落ち着けるように配慮する
- ②風で飛ばされそうな遊具やその他の物は撤去する
- ③漏水等を発見したら速やかに報告する

##### （2）保育開始前に風水害及び台風が発生した場合

- ①ラジオ・テレビ等で情報を収集し、理事長又は園長が登園・休園を判断する
  - ・休園になった場合は、園長より教職員緊急連絡にて教職員にしらせる
  - ・休園になった場合は、速やかに連絡メールにて休園の連絡を保護者宛に送信する

##### （3）風水害により施設に被害がでた場合

園長が施設の被害を確認し、理事長報告。明日以降の保育ができるか速やかに判断して保護者と教職員に周知できるようにする

##### （4）バス運行が困難な場合

吹雪や積雪、大雨などで理事長または園長が安全なバスの運行が困難であると判断した場合、休園措置や保護者による園への迎えをお願いします。

#### 2、落雷

落雷は、発生する前に雷雲が発生し天候の崩れからも予想することが出来るので、幼稚園にいる場合は建物内に速やかに避難する。また、園外保育等の外出時に落雷の恐れを予測した場合は、下記の事を頭に入れ避難することが望ましい。

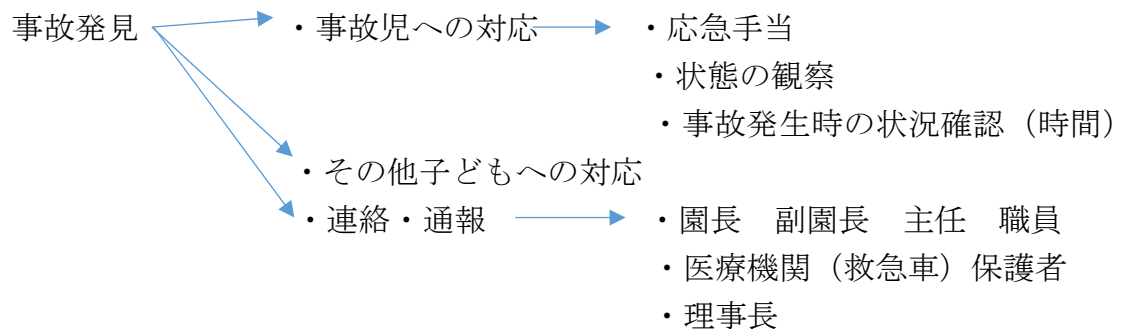
- ①落雷前後は雨が降ることが予想されるが、雷（電流）は、物体の中を流れるとき、表面の方を多く流れ、中心部分を流れることは少なくなるという表皮効果があり、この為、雨宿り等で軒先にいることは大変危険であるので退避場所は慎重に選択しなければならない。
- ②周囲の木より高い木の幹に寄り添い雨宿りすることも前項の理由によりさけること
- ③近くに安全な空間が無い場合は、電柱、煙突、建物など高い物体のてっぺんを45度以上の角度で見上げる範囲で、その物体から4m以上離れたところ（保護範囲）に退避する。最低でも木の枝や、幹、葉から2メートル以上離れること

#### 4、事故発生時における予防と対応

子どもを扱う全教職員が連携し事故防止に努める必要がある。また、職員は事故発生時に備えて応急手当や適切な事故対応・保護者対応を身につけておくことが必要である

##### 1.事故発生時の対応

###### (1) 事故発生時の基本的な流れ



###### (2) 事故発生時の対応

###### ①園長又は代理は事故の状況を速やかに把握し記録する

ア 事故の状況・原因・場所・時間

イ 子どもの状態（出血や打撲の有無・顔色・全身の状況）

ウ 事実に基づいた記録を時間を追って残す。

###### ②職員室にいる職員と判断する

ア 必要処置の判断は単独で行わない

イ 日頃から連絡の分担等の対応の仕方を全職員で確認する

###### ③緊急を要さない医療機関への受診は保護者より事前にかかりつけ医などを確認し、受診する旨の了承を得てから医療機関にかかる

###### ④下記のような症状の場合は、救急車を要請しすぐに医療機関に受診する

ア 意識がもうろうとしたり、うとうとしたりしている

イ 顔色が悪く、ぐったりとしている

ウ 出血がとまらない

エ 吐き気や嘔吐を繰り返している

オ 化学物質を誤飲した

カ 熱傷や火傷の面積が広い

キ 園長やそれに代わるものが判断した場合

###### ⑤医療機関に受診する際は事前に病院に連絡をし、フリー職員が付き添い、処置に必要な①の情報と子どもの既往歴やアレルギーの有無等を医師に伝える

###### ⑥保護者への対応は事故の発生状況・医療機関の診察・結果・今後の受診の有無を正確に説明し理解を求める。いかなる状況の事故であっても、保育中に発生した事故である以上は、細心の注意と誠意をもって対応する。

###### ⑦治療費用等に関しては承諾書に基づき説明を担当職員から伝える

###### ⑧園長又は代理は、事故後速やかに「事故発生報告書」を制作し、事故発生の状況分析を行い、今後の事故防止対策及び高度な対応について全職員で確認する

## 2、バス運行時の交通事故について

交通事故はいつ何時でも起こり得る事であり、子ども達の身の安全確保を最優先に考えつつ、被害側、加害側どちらにしても対応を迅速に行い、事態の収拾を図らなければならない。

### (1)事故発生時の対応

- ①乗車している子ども達の怪我の有無、事故対象者の様子を確認、必要であれば緊急車両の手配をする。
- ②二次被害を避ける為、安全な場所へ車両を移動させ、他の車両に事故の発生を知らせる。
- ③事故の対象者と接触し、警察など各機関に連絡。園長又は代理に状況報告を行う。バス運行中止の連絡を保護者へする。
- ④直ちにバスの運行を取りやめ、園からの応援を要請し、子ども達を他のバスへ安全に移動させ園へ帰園する。(運転手は現場検証などその場に残り責任業務を果たす)。
- ⑤保護者へ緊急連絡をし、必要であれば保護者会などを開き園長が事態の説明を十分に行う。

## 3、事故対応計画

園長又は代理は、事前に事故に対する計画を作成し職員に周知する

### (1) 事前情報収集

- ①園長又は代理は園児の既往歴・アレルギーの有無・かかりつけ医師の有無、健康保険証番号、保護者の緊急連絡先など事故発生時に備えた情報を収集し記録する
- ②園長又は代理は幼稚園の近隣に所在する医療機関等の診療内容や診療時間等の詳細な情報を収集し教職員に周知する
- ③園長又は代理は日常において幼稚園における医薬品の把握を行う
- ④園長又は代理は、日常の幼稚園内の施設、遊具、保育室内、園庭においてあらゆる事故を想定しその危険を取り除く方策を講じなければならない

### (2) 事故発生時対応フローチャート

- ①園長又は代理は、事故発生時の対応をわかりやすくフローチャート(別紙)にしたものを作成し、全職員に配布し、周知徹底を図らなければならない

### (3) 園外での保育活動についての諸注意

園外保育に行く場合は事前に下見に行き危険箇所や注意箇所を確認する。また、子ども一人一人の行動特性や性格を把握することも大切である。

幼稚園を出る際には、子どもに危険な行為について注意することや、各職員の事故に対する意識の徹底を図ることが重要である

- ①園外保育へ出発前に担当職員は、子ども的人数を把握し引率教員全員に周知する
- ②園外保育へ移動際に交通車両や信号などにおいて危険を予測できるような場面においては、引率の職員同士で園児に注意の声掛けを積極的に行うようにする

- ③目的地にて視界の利かない範囲や固定遊具には必ず職員が付き添うようにする  
また、常に子どもの動きに注意を払い人数確認を怠らないようにする
- ④帰園時は園長又は主任に報告とともに帰園した旨を伝える

## 5、事件発生時における予防と対応

幼稚園における子どもの事件は近年確実に増加しており、その内容は第三者における計画的・偶発的な犯罪行為が予想される。その為幼稚園において、出来る限りの防犯対策をしておく事が必要である。

### 1、施設面の対応

#### (1)幼稚園の出入り口の管理

- ①幼稚園建物は園児が園庭にスムーズに出入り出来るよう考えられているため、建物の出入り口を施錠するのは現実的ではないので、出入り口を出来るだけ最小数にし、出来るものは施錠を行う。
- ②子どもが園内にいる間は、監視カメラの電源を入れ、不審者の侵入を防ぐ。

#### (2)環境

- ①園長又は代理は、日常にフェンスや外壁の点検を行い、不審な箇所は速やかに補修などの対応を行わなければならない。
- ②園長又は代理は、防犯上必要と思われる設備の検討を職員と行わなければならない。

### 2、職員の対応

- ①園長又は代理は、職員一人ひとりの危機管理意識を徹底させるための会議や研修を図らなければならない。
- ②見知らぬ来園者を確認した時の対応を各職員に周知徹底させる。
- ③園への園児の迎え、各バス停での出迎え時、連絡無く、保護者以外の方が来た場合は保護者にしっかりと確認をとる。(原則として両親以外に引き渡しはしない)
- ④教職員は園児に対して計画的な安全指導を行う。
- ⑤園長又は代理は、警察や行政機関等公的機関からの情報に対しては全職員に速やかに周知し園児の保育室への移動や施錠の確認等適切な対応を行う。

### 3、園児及び職員等に危害が及ぶ状態となった場合の対応

#### (1)子どもの安全確保

- ①園児の安全を最優先に考え職員が複数いる場合は、片方が手近な備品で相手に対峙し、もう片方が園児の退避行動を指導して退避する。
- ②非常ベルを鳴らし、警察に通報する
- ③相手にはできる限り複数の男性職員で対峙することが望ましいが凶暴な場合や、凶器を持っている場合は速やかに退避する。
- ④子どもの安全を確保したうえで、保護者に緊急連絡する。

### Ⅲ 保護者・職員間への緊急連絡について

さくら幼稚園では個人情報保護法による個人名簿の見直しから連絡メールシステムを活用しメールの一括送信をおこなっている。その為、各担任は確実にメールを受け取り、既読しているか責任をもって確認をする必要がある。

#### 1、緊急連絡をしなければいけない場合について。

##### (1)緊急連絡をする対象

- ①自然災害・人災等で幼稚園を休園や、時間変更し登園・降園する場合
- ②園長の判断により伝染病などにより出席停止者が園全体、又はクラスの2割を超え、園閉鎖などの措置をとる場合。
- ③雨天で行事などの開催を中止する場合。
- ④園長が休園の措置を取らなければならないと判断した場合。

##### (2)緊急連絡時のフローチャート

- ①園長又は代理は、緊急連絡時の対応をフローチャートにしたものを作成し、全職員に配布し周知徹底を行わなければならない。

### V 現代起こりうる危険に対する対応

#### 1.起こりうる危険

現在アメリカと北朝鮮の関係の悪化によりアメリカが北朝鮮に攻撃をする、又は北朝鮮がアメリカの同盟諸国に報復攻撃をする危険性が高まっている。

よってそのような事態が万が一起きた場合に行政の明確な指示が提示されるまで以下のように対応を取る。

#### 2 それらの対応と対策

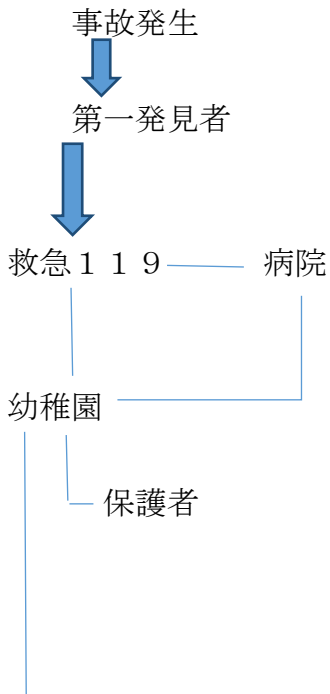
- ①アメリカが北朝鮮に対しミサイルを発射、又は北朝鮮が近隣諸国にミサイルを発射した場合、状況の悪化を懸念し保育を中止、出来る限りメディアで情報を収集する。  
また、バス運行は行わずお迎えを依頼する。
- ②緊急時は通信機関の混乱が予想される為、事前に対応を周知しておく必要がある。
- ③万が一日本が標的になった場合、役7分でミサイルが着弾する事を懸念し無理な移動はしない。大ホールに園児を集め、窓ガラスから遠ざける、ガムテープなどで隙間を埋めるなど時間が許す限りできる事をする。

#### 附則

- 1、この規則は、平成29年4月1日より実施する。
- 2、この規則は、平成32年10月より改正実施する。



## 事故発生時対応チャート《園外で事故が発生した場合》



ア、事故発生状況の把握(本人・現場及び周囲の状況)

イ、速やかに他の職員に声をかけをする

ウ、情報は正確に把握し、指示決定する

エ、事故の発生状況により、適切な行動・連絡をする。連絡先の順序は状況に応じて対応する

オ、病院等への移送は職員が同伴し、状況伝達・治療等を把握する

カ、幼稚園へは適宜報告し指示を仰ぐようにする。

キ、事故の発生状況と事故の程度を伝達し、医療機関にかかる場合は受診する旨の了解をとる事故の状況に応じて保護者の来院・来園をお願いする

### 園に戻ってからの子どもの対応と事故処理の把握

ク、担任だけでなく、他の職員等も子どもの観察をし変化があればただちに連絡をする

### お迎え時の対応

(謝罪・説明)

ケ、言動に気をつけ誠意をもって、事故の状況・程度、受診の内容、今後の通院対応、担当から治療費の説明を行う。

コ、丁寧に事故の謝罪をする。自己の原因が園児同士であったり、本人の不注意であっても言及しない

### 職員反省会

日を置かず、速やかに行う

サ、落ち度を追及するのではなく「なぜ事故が起きたのか」を正しく判断分析し、今後の保育に活かすようにする



### 緊急連絡フローチャート《園長が緊急連絡を発令した場合》

緊急連絡発令



主任に連絡



各職員に連絡

緊急職員会議

連絡メールにて早急に  
保護者へ連絡

各関係機関、パート勤務者へ連絡

確実に連絡がわたっているか  
既読状況の確認

既読確認がとれない  
保護者に電話

連絡が伝わったことを  
長又は主任に報告

ア、学園長と相談の上、緊急連絡発令

イ、園長はすぐに緊急連絡網(職員名簿)を確認の上、  
主任に連絡

ウ、主任は各担任や関係職員に連絡

エ、園長の判断で必要であれば緊急職員会議を行う

オ、連絡メールシステムを活用し、保護者へ一斉送信

カ、主任又はフリー担当者はパート勤務者、  
関係各所に連絡

キ、クラス担任は責任をもって保護者に確実に伝わっているか確認

ク、確認がとれない保護者に連絡

ケ、各担任はクラスのすべての保護者に連絡事項が伝わったことを報告